

# 徳島大学工業会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は徳島大学工業会と称す。
- 第2条 本会は会員相互の親睦ならびに母校の隆昌を図り進んで産業の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため会報および会員名簿の発行、母校への賛助、国際交流助成、卒業生・修了生の表彰、その他適宜の事業を行う。
- 第4条 本会は事務所を徳島大学理工学部内に置く。

## 第2章 会 員

- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 正 会 員
- (イ) 徳島高等工業学校、徳島工業専門学校（附設臨時教員養成所を含む）卒業生、選科修了生
- (ロ) 徳島大学工学部卒業生および工学専攻科修了生
- (ハ) 徳島大学工業短期大学部卒業生
- (ニ) 徳島大学大学院工学研究科修了生
- (ホ) 徳島大学大学院先端技術科学教育部修了生
- (ヘ) 徳島大学理工学部卒業生
- (ト) 徳島大学生物資源産業学部卒業生
- (チ) 前記各号に準ずる者で理事会の推薦を受けた者
- 2 準 会 員
- (イ) 徳島大学工学部在学学生
- (ロ) 徳島大学理工学部在学学生
- (ハ) 徳島大学生物資源産業学部在学学生
- (ニ) 徳島大学大学院先端技術科学教育部在学学生
- 3 特別会員
- 次の各号の一に該当する者で、理事会の推薦を受けた者
- (イ) 徳島大学工学部および工業短期大学部の旧教職員
- (ロ) 徳島高等工業学校および徳島工業専門学校の旧教職員
- (ハ) 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部の旧教職員
- (ニ) 徳島大学大学院理工学研究部の旧教職員
- (ホ) 徳島大学大学院理工学研究部の教職員
- (ヘ) 徳島大学大学院生物資源産業学研究部の旧教職員
- (ト) 徳島大学大学院生物資源産業学研究部の教職員
- (チ) 徳島大学工業会に功労のあった者
- 4 名誉会員
- 徳島大学工学部、理工学部、生物資源産業学部または本会に特別の功労があったとして理事会において承認した者

## 第3章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- |             |       |
|-------------|-------|
| 1 名 誉 会 長   | 1名    |
| 2 名 誉 副 会 長 | 1名    |
| 3 理 事 長     | 1名    |
| 4 副 理 事 長   | 3名    |
| 5 顧 問       | 若干名   |
| 6 理 事       | 50名以内 |
| 7 監 事       | 2名    |
| 8 支 部 長     | 各支部1名 |
- 第7条 役員任期は次項による。
- 1 各役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし支部長はこの限りでない。
- 2 役員欠員が生じた場合の後任役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 役員選出は次項による。
- 1 名誉会長は理工学部長あるいは生物資源産業学部長とする。
- 2 名誉副会長は理工学部長あるいは生物資源産業学部長とする。
- 3 理事は徳島県在住の会員から理工学部および生物資源産業学部各コース会員の推薦により前期理事会において

選出する。

- 4 理事長および副理事長は理事会において理事から選出する。
- 5 顧問および監事は理事会において推薦する。
- 6 支部長は各支部において選出する。
- 第9条 役員職務は次のとおりとする。
- 1 理事長は会務を総括し本会を代表する。
- 2 副理事長は理事長を補佐するとともに、理事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は重要事項を審議し会務を処理する。
- 4 監事は毎年1回以上会務を監査する。
- 5 顧問は理事長および理事会の諮問に応ずる。
- 6 支部長は支部の会務を総括し支部を代表する。

## 第4章 業 務

- 第10条 本会に次の各担当を置き業務を執行する。
- 1 庶務担当……会員相互の連絡に関する事項ならびに他の担当に属さない一般業務
- 2 会計担当……会費の徴収、経費の支出など会計業務
- 3 名簿担当……会員名簿の発刊に関する業務
- 4 会報担当……会報の発刊に関する業務
- 5 支部担当……本部と各支部との連絡調整に関する業務
- 6 情報担当……ホームページ、ニュースメールに関する業務
- 第11条 各担当には理事長が委嘱した理事を配置する。

## 第5章 会 議

- 第12条 総会は原則として毎年1回以上開催し会務の報告、ならびに決算、予算および重要事項の審議・承認を行う。
- 第13条 役員会には必要に応じ開催する。
- 第14条 理事会は必要に応じ開催し重要事項を審議・決定する。理事会の構成員は理事長、副理事長および理事とし、理事会は過半数の出席で成立する。
- 第15条 各支部と本部の交流を図るため必要に応じ支部長会議を開催することができる。支部長会議の構成員は支部長、理事長、副理事長および業務担当理事とする。

## 第6章 会 計

- 第16条 本会の運営は終身会費、寄附金その他の収入による。
- 第17条 準会員は入学時に、終身会費として4万円を納入しなければならない。
- 第18条 正会員は終身会費4万円を納入しなければならない。ただし前条により終身会費を納めた者は納付の必要はない。
- 第19条 納入した会費は原則として返却しない。
- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 支 部

- 第21条 正会員の多数在住する地区には、会員の希望により支部を置くことができる。
- 第22条 各支部の会務は支部長の責任において適宜処理するものとする。

## 第8章 会則の変更

- 第23条 会則の変更は理事会で議決し、総会で報告する。

## 第9章 附 則

- 第24条 会員が義務を怠ったときはその権利の一部を停止することがある。
- 第25条 本会の運営に関する詳細は別に定める内規による。
- 第26条 本会則は平成28年4月1日より実施する。